

消 調 査 第 102 号
平成 30 年 5 月 31 日

消費者委員会
委員長 高 巖 殿

消費者庁長官 岡村 和美



上限価格方式（プライスカップ方式）による特定電気通信役務の
基準料金指数の設定案について

上限価格方式（プライスカップ方式）による東日本電信電話株式会社及び西
日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定案に
ついて、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の
意見を求めます。

